

令和7年4月1日

各位

学校法人東京女子医科大学  
理事長 清水 治

### 医学部長、附属病院長 選任のお知らせ

学校法人東京女子医科大学は、現任者の任期が令和7年3月末で終了すること等に伴い選考を行いました。

そして、昨日（令和7年3月31日）臨時理事会を開催し、審議した結果、以下のように後任を選任いたしましたのでお知らせいたします。

■東京女子医科大学 医学部長 ※新任

坂井 修二（さかい・しゅうじ）

・現職名 東京女子医科大学医学部画像診断学・核医学分野 教授・基幹分野長

・任 期 令和7年4月1日～令和8年3月31日

■東京女子医科大学 附属足立医療センター病院長 ※再任

塩沢 俊一（しおざわ・しゅんいち）

・現職名 足立医療センター病院長・外科診療部長・教授

・任 期 令和7年4月1日～令和8年3月31日

■東京女子医科大学 附属八千代医療センター病院長 ※再任

片桐 聡（かたぎり・さとし）

・現職名 八千代医療センター病院長・消化器外科 教授 診療科長

・任 期 令和7年4月1日～令和9年3月31日

【お問い合わせ先】

東京女子医科大学 広報室 阿部  
〒162-8666 東京都新宿区河田町 8-1  
Tel : 03-3353-8112（内線 30162）

令和7年3月17日

各位

附属足立医療センター病院長選考委員会  
委員長 小川 哲也

附属足立医療センター病院長候補者の選考報告について

現任者の任期満了に伴い、附属足立医療センター病院長選任内規第4条第1項（以下、選任内規）に基づき、附属足立医療センター病院長選考委員会（以下、選考委員会）を立ち上げ、慎重に審議した結果について、以下の通りご報告いたします。

1. 病院長候補者

塩沢 俊一氏（現 足立医療センター病院長・外科診療部長・教授）

※略歴等は別添1参照

2. 審議の経緯

(1) 令和7年3月13日（木）第1回選考委員会

（1名委任状による出席扱い、監事1名陪席）

○選考の基礎となる病院長候補者の要件（後記参照）を確定。

○委員全員の推薦により審議対象の候補者として現病院長の「塩沢 俊一」氏を決定。

(2) 令和7年3月17日（月）第2回選考委員会

（1名委任状による出席扱い、監事2名陪席）

○候補者によるプレゼンテーションを行い、審議した結果、選考委員全員の賛成で「塩沢 俊一」氏を病院長候補者として選出。

3. 選考理由

- ・リーダーシップを大きく発揮し、新しいビジョンをもって迅速にその実現に向けて取り組んでいること。
- ・病院長就任後の3か月間、高い実行力をもって課題へ取り組む等、非常に発展的に対応しており、今後の病院運営について、皆の期待を背負って活動を続けていけること。
- ・患者や職員のために現場を良くすることを常に考える姿勢を持っていること。
- ・院内のワーキンググループを素早く立ち上げ、当センターの課題である救急診療、新患者数の拡大、地域連携の強化等、色々なことに取り組んでいること。

以上のことから、病院長候補者の要件を満たし、附属足立医療センター病院長にふさわしいと判断し、「塩沢 俊一」氏を選考しました。

以上

#### 【附属足立医療センター病院長候補者要件】

病院長は日本国内において現に有効な医師免許を有する者であって、以下の要件を備えることが望ましい。

- ① 医療安全の確保、感染対策および診療放射線安全管理のために必要な資質および能力（医療安全管理業務の経験ならびに患者安全を第一に考える姿勢および指導力を含む。）を有すること
- ② センターを管理運営する上で、法人の方針に即して法人運営に協力し、事業目標を達成しようとする強い意思を持ち、組織管理能力、経営管理能力などの必要な資質、能力（センター内外での組織管理経験を含む。）を有すること。ただし、病院長の見解としてセンターを管理運営する上での必要事項が理事会の決定に反する場合には、現場の患者安全と病院職員の益を優先し、それらを護るために理事会に十分意見を述べることができる者
- ③ センターが掲げる理念・基本方針を実現するために、診療活動を適切かつ効果的に運営することができ、将来の在り方に明確な理念を持ち、継続的かつ確実に推進する強力なリーダーシップを有すること
- ④ 本学の理念である、極めて誠実で、慈しみある心を持って、患者、職員、その他のステークホルダーと向き合い、ハラスメントを絶対許さず、高潔であること

#### 【添付資料】

別添 1：病院長候補者略歴

別添 2：病院長候補者選考委員会委員一覧

別添 3：附属足立医療センター病院長選任内規

病院長候補者：塩沢 俊一 氏（満64歳）

■略歴

- 1988年 3月 鳥取大学医学部医学科 卒業
- 1988年 5月 東京女子医科大学附属第二病院外科入局 医療練士臨床研修生
- 1992年 4月 東京女子医科大学附属第二病院外科 助手
- 2004年 6月 東京女子医科大学附属第二病院外科 准講師
- 2005年 10月 東京女子医科大学東医療センター(改称)外科 准講師
- 2006年 4月 東京女子医科大学東医療センター外科 講師
- 2017年 4月 東京女子医科大学東医療センター外科 准教授
- 2019年 4月 東京女子医科大学東医療センター外科 教授・診療部長
- 2021年 1月 東京女子医科大学附属足立医療センター(病院移転・改称)外科 教授・診療部長
- 2024年 11月 東京女子医科大学看護専門学校 学校長代行
- 2024年 11月 東京女子医科大学附属足立医療センター 病院長

■学位

博士（医学）（東京女子医科大学）1998年

■専門分野

消化器外科学，IVR，肝胆膵疾患に対する内視鏡治療，医療安全

■自身の研究テーマ

閉塞性黄疸のビリルビン代謝と胆道感染

以上

## 附属足立医療センター病院長候補者選考委員会委員一覧

※敬称略

氏名	現職	選出区分
小川 哲也	附属足立医療センター内科 教授	第4条第3項第1号 足立医療センター部長会
須藤 史子	附属足立医療センター眼科 教授	
高木 博	附属足立医療センター整形外科 教授	
木所 篤子	附属足立医療センター看護部長	第4条第3項第2号 看護職(管理職以上)
内田 朋子	附属足立医療センター看護部副部長	第4条第3項第2号 看護職(管理職以上)
伊東 俊雅	附属足立医療センター薬剤部 部長	第4条第3項第3号 医療技術職(管理職以上)
小林 秀夫	附属足立医療センター 事務長	第4条第3項第4号 事務職(管理職以上)
近藤 芳子	理事、本院看護部長	第4条第3項第5号 理事会から選出する理事
神崎 正人	理事、呼吸器外科教授・基幹分野長	第4条第3項第5号 理事会から選出する理事
大澤 眞木子	理事(学外)、学校法人立教女学院理事長	第4条第3項第5号 理事会から選出する理事
宇田川 伸孝	上沼田町会 会長	第4条第3項第6号 理事会から選出する学外有識者

## 附属足立医療センター病院長選任内規

(昭和42年7月7日制定)

改正 昭和54年2月21日  
昭和60年3月27日  
平成8年11月27日  
平成12年11月29日  
平成16年6月23日  
平成16年9月29日  
平成21年11月10日

平成26年12月24日内規第1412号の8  
平成27年3月17日内規第1503号の17  
平成27年7月7日内規第1507号の12  
平成28年11月1日内規第1611号の5  
平成29年9月19日内規第1709号の6  
平成30年7月25日内規第1807号の29  
令和4年6月29日内規第2206号の15  
令和4年9月20日内規第2209号の6  
令和6年10月4日内規第2410号の2  
令和7年2月26日内規第2502号の8

(趣旨)

第1条 本内規は、附属足立医療センター規程第7条第1項第1項の規定にもとづき、附属足立医療センター(以下「センター」という。)の病院長の選任および解任に関する手続きその他必要な事項について定める。

(任期)

第2条 病院長の任期は2年とし、原則として3期までとする。ただし、病院長が任期の途中で退任した場合に新たに選任された病院長の任期は、前任者の残任期間とし、任期回数に算入しない。

(選考基準)

第3条 病院長は日本国内において現に有効な医師免許を有する者であって、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 医療安全の確保、感染対策および診療放射線安全管理のために必要な資質および能力(医療安全管理業務の経験ならびに患者安全を第一に考える姿勢および指導力を含む。)を有すること
- (2) センターを管理運営する上で、法人の方針に即して法人運営に協力し、事業目標を達成しようとする強い意思を持ち、組織管理能力、経営管理能力などの必要な資質、能力(センター内外での組織管理経験を含む。)を有すること。ただし、病院長の見解としてセンターを管理運営する上での必要事項が理事会の決定に反する場合には、現場の患者安全と病院職員の益を優先し、それらを護るために理事会に十分意見を述べるができる者
- (3) センターが掲げる理念・基本方針を実現するために、診療活動を適切かつ効果的に運営することができ、将来の在り方に明確な理念を持ち、継続的かつ確実に推進する強力なリーダーシップを有すること
- (4) 本学の理念である、極めて誠実で、慈しみある心を持って、患者、職員、その他のステークホルダーと向き合い、ハラスメントを絶対許さず、高潔であること

2 前項第1号の医療安全管理業務とは、以下のいずれかの業務をいう。

- (1) 医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、診療放射線安全管理者の業務
- (2) 医療安全管理委員会の構成員としての業務
- (3) 医療安全管理部門における業務
- (4) その他上記に準じる業務

(選考委員会)

第4条 病院長候補者を選出するため、選考委員会をおく。

- 2 選考委員会は、任期満了により病院長が欠員となる場合には原則として任期が満了する日の3ヶ月前までに、その他の事由により病院長が欠員となった場合には直ちに構成されるものとし、新たな病院長の任命をもって直ちに解散する。
  - 3 選考委員会は、以下の各号に掲げる委員をもって構成する。ただし、現任の理事は、第1号から第4号に掲げる委員になることができない。
    - (1) センター部長が投票で選出したセンター一部長会所属の委員 3名
    - (2) 看護専門学校教員含むセンター所属の看護職(管理職以上)が投票で選出した委員 2名
    - (3) センター所属の医療技術職(管理職以上)が投票で選出した委員 1名
    - (4) センター所属の事務職(管理職以上)が投票で選出した委員 1名
    - (5) 理事会から選出する理事(理事長を除く) 3名(うち1名以上は学外理事とする。)
    - (6) 理事会が選出する学外有識者 1名以上2名以内
  - 4 監事(常勤・非常勤を問わない)は、オブザーバーとして選考委員会に出席をし、意見を述べることができる。
  - 5 第3項の委員選出は、以下の各号に掲げる事項を遵守して行うものとする。
    - (1) 委員会は、ジェンダーバランスに考慮して構成する。
    - (2) 現任の病院長は、委員になることができない。
  - 6 委員長は、委員の互選により選任される。  
委員長は、副委員長を指名することができる。
  - 7 選考委員会は、学内外より病院長候補者1名を選出するものとする。
  - 8 選考委員会は、委員による推薦または公募により、学内外の有識者を病院長候補とすることができる。
  - 9 前項の選考過程において委員が病院長候補者として審議の対象となった場合等やむを得ない事由により委員を交代する場合、当該委員の選出区分から新たな委員を選ぶものとする。この場合において、第3項第1号から第4号の選出区分において選ばれた委員については、委員選出投票の結果が次点であった者と交代するとともに、第3項第5号及び第6号の委員については、理事会が新たに選出するものとする。
  - 10 選考委員会は、学内外の有識者に意見を求めることができる。
  - 11 選考委員会の議事は、出席した選考委員会の委員の過半数の出席をもって、会議を開き、議決をする。この場合において、委任状の提出があったときは、出席とみなす。
  - 12 選考委員会の議事は、出席した選考委員会の委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  - 13 前項の議決においては、白紙投票は無効票として扱い、議決権から除外するものとする。
  - 14 何らかの事由により病院長選任手続が完了しない場合は、改めて選考委員会を構成する。ただし、再任を妨げない。
  - 15 選考委員会の事務局は、総務部秘書室とする。  
(意見聴取)
- 第5条 前条第7項にもとづき選出された病院長候補者について意見を聴くためにセンター一部長会を開催する。
- 2 委員長は、センター一部長会において前条第7項にもとづき選出された病院長候補者の選考過程を報告する。
  - 3 センター一部長会は、前条第7項にもとづき選出された病院長候補者の所信を聴いた後、センター一部長会の意見として医学部教授会、看護学部教授会および理事会に報告することができる。
  - 4 学長は、教授会において、病院長候補について意見を聴き、理事会に報告する。  
(選任)
- 第6条 理事会は、第4条第7項にもとづき選出された病院長候補者の選任について審議し、出席者の3分の2以上の賛成をもって議決する。
- 2 理事長は、前項の決議によって選任された病院長候補者を、病院長に任命する。
  - 3 理事会は、選考委員会が推薦した結果を十分尊重しなければならない。
  - 4 学長は、医学部教授会および看護学部教授会において病院長の選任を報告する。  
(公表)
- 第7条 理事長は、病院長の選任に際し以下の各号に掲げる事項を公表しなければならない。
- (1) 第3条に定める病院長に求める選考基準
  - (2) 第4条に定める選考委員会の委員名簿、委員の選定理由および委員の経歴

(3) 病院長の選考結果、選考過程および選考理由

(専任)

第8条 前条により任命された病院長が診療部長から選出された場合は、診療部長を退任し病院長の専任となるよう努めるものとする。。

(評価)

第9条 病院長は任期満了時に評価を受けるため、任期中の実績をとりまとめ、実績報告書の提出をもって、理事長に報告する。なお、実績報告書の提出時期は、作成指示における締切によるものとする。

2 理事長は、報告内容を検討する際、必要に応じて関係者の意見を聴くことができる。

3 理事長は、実績報告書にコメントを付して理事会に報告する。

4 理事会は、理事長によるコメントと併せて評価を行う。

5 前項により評価を受けた病院長が、引き続き次期病院長候補者となった場合、理事会は、前項による評価の結果を次期病院長の選考委員会に意見として提示する。

(解任)

第10条 病院長について、その任期の途中であっても、理事会の理事総数の過半数が、その職責を全うするに相応しくないと判断される意見が理事長に上申された場合、理事長は理事会において病院長の解任について審議しなければならない。また、理事長自らが病院長の職責を全うするに相応しくないと判断した場合も、理事会において審議することができる。

2 理事長は理事会における理事総数の3分の2以上の賛成をもって、病院長を解任する。

(病院長代行および新たに任命される病院長の任期)

第11条 病院長が不在となり、あらかじめ指名した副院長がその職務を代行できない場合、新たに病院長が任命されるまでの間、病院長の職務を代行する者として病院長代行をおく。

2 理事長は、理事会の意見を聴いた上で、理事またはセンターの教授から病院長代行を任命する。

3 病院長代行の任期は、新たに病院長が任命されるまでとする。

4 病院長代行は、センターの管理および運営を円滑に遂行するために、5名を限度として副院長の職務を行う者を指名できる。

5 副院長の職務を行う者の任期は、病院長代行の任期終了をもって終了する。

6 病院長代行をおいた後、新たに任命される病院長の任期は、前任の病院長の任期の残任期間または病院長の所定の任期から病院長代行者の任期を減じたものとする。

(改廃)

第12条 本内規の改廃は、決裁規程に従い、理事会または理事会運営会議の承認を得るものとする。

(解釈)

第13条 第4条第3項第1号から第4号までの解釈については、次のとおりとする。

(1) 選出母体であるセンター一部長会において、投票権を有する者は診療部長（代行者も含むが、代行者である場合には職位は教授でなければならない。）に限るものとし、選出される委員も同様とする。

(2) 委員は、選出母体である看護専門学校教員を含む看護職(管理職以上)の中から選出されるものとする。

(3) 委員は、選出母体である医療技術職(管理職以上)の中から選出されるものとする。

(4) 委員は、選出母体である事務職(管理職以上)の中から選出されるものとする。

附 則(平成30年7月25日内規第1807号の29)

本内規は、平成30年7月25日から施行する。

附 則(令和4年6月29日内規第2206号の15)

本内規は、令和4年6月29日から施行する。

附 則(令和4年9月20日内規第2209号の6)

本内規は、令和4年9月20日から施行する。

附 則(令和6年10月4日内規第2410号の2)

1 本内規は、令和6年10月4日から施行する。

2 本内規は、令和6年9月27日に施行された「新生東京女子医科大学のための暫定附属足立医療センター一病院長選任内規」が効力を失う令和6年12月31日までは、効力を失う。

附 則(令和7年2月26日内規第2502号の8)  
本内規は、令和7年2月26日から施行する。

令和7年3月21日

各位

附属八千代医療センター病院長選考委員会  
委員長 平松 健司

### 附属八千代医療センター病院長候補者の選考報告について

現任者の任期満了に伴い、附属八千代医療センター病院長選任内規第4条第1項（以下、選任内規）に基づき、附属八千代医療センター病院長選考委員会（以下、選考委員会）を立ち上げ、慎重に審議した結果について、以下の通りご報告いたします。

#### 1. 病院長候補者

片桐 聡 氏（現 八千代医療センター病院長・消化器外科 教授 診療科長）

※略歴等は別添1参照

#### 2. 審議の経緯

##### (1) 令和7年3月13日（木）第1回選考委員会

（2名委任状による出席扱い、監事1名陪席）

○選考の基礎となる病院長候補者の要件（後記参照）を確定。

○委員全員の推薦により審議対象の候補者として現病院長の「片桐 聡」氏を決定。

##### (2) 令和7年3月21日（金）第2回選考委員会

（1名委任状による出席扱い、監事1名陪席）

○候補者によるプレゼンテーションを行い、審議した結果、選考委員全員の賛成で「片桐 聡」氏を病院長候補者として選出。

#### 3. 選考理由

- ・病院長就任後の3か月間、職員との対話を重視し、業務改善や人員確保にむけた様々な取り組みを進めていること。
- ・地域の中核病院として地域医療構想をさらに推進するべく、救急体制を充実させ、小児・周産期医療を骨幹とした、市、県への働きかけが期待できること。
- ・リーダーシップを大きく発揮し、地域に根差した今後の病院運営について、皆の期待を背負って活動を続けていけること。
- ・当センターの課題の分析を行い、収支改善にむけた取り組みを開始していること。

以上のことから、病院長候補者の要件を満たし、附属八千代医療センター病院長にふさわしいと判断し、「片桐 聡」氏を選考しました。

以上

### 【附属八千代医療センター病院長候補者要件】

病院長は日本国内において現に有効な医師免許を有する者であって、以下の要件を備えることが望ましい。

- ① 医療安全の確保、感染対策および診療放射線安全管理のために必要な資質および能力（医療安全管理業務の経験ならびに患者安全を第一に考える姿勢および指導力を含む。）を有すること
- ② センターを管理運営する上で、法人の方針に即して法人運営に協力し、事業目標を達成しようとする強い意思を持ち、組織管理能力、経営管理能力などの必要な資質、能力（センター内外での組織管理経験を含む。）を有すること。ただし、病院長の見解としてセンターを管理運営する上での必要事項が理事会の決定に反する場合には、現場の患者安全と病院職員の益を優先し、それらを護るために理事会に十分意見を述べることができる者
- ③ センターが掲げる理念・基本方針を実現するために、診療活動を適切かつ効果的に運営することができ、将来の在り方に明確な理念を持ち、継続的かつ確実に推進する強力なリーダーシップを有すること
- ④ 本学の理念である、極めて誠実で、慈しみある心を持って、患者、職員、その他のステークホルダーと向き合い、ハラスメントを絶対許さず、高潔であること
- ⑤ センターを運営するための補助金増額を行政に働きかけることができる者

### 【添付資料】

別添 1：病院長候補者略歴

別添 2：病院長候補者選考委員会委員一覧

別添 3：附属八千代医療センター病院長選任内規

病院長候補者：片桐 聡 氏（満60歳）

■略歴

- 平成2年3月 聖マリアンナ医科大学 卒業
- 平成2年4月 東京女子医科大学附属消化器病センター外科入局 医療練生研修生  
(助手待遇)
- 平成19年4月 東京女子医科大学附属消化器病センター消化器外科 准講師
- 平成22年2月 東京女子医科大学附属消化器病センター消化器外科 講師
- 平成27年4月 東京女子医科大学附属八千代医療センター消化器外科 准教授・診療科長
- 平成27年4月 東京女子医科大学 中央検査部 准教授 兼務
- 平成28年12月 吉林大学（中華人民共和国） 客員教授
- 平成30年7月 鄭州大学第一附属医院（中華人民共和国） 客員教授
- 平成30年10月 四川電子科技大学臨床医学院（中華人民共和国） 客員教授
- 平成30年11月 東京女子医科大学附属八千代医療センター 消化器外科 臨床教授
- 令和5年9月 東京女子医科大学附属八千代医療センター 副院長（医療安全担当）
- 令和6年9月 東京女子医科大学附属八千代医療センター 消化器外科 教授（～現在）
- 令和6年12月 東京女子医科大学附属八千代医療センター 病院長（～現在）

■学位

東京女子医科大学 医学博士

■専門分野

消化器外科学

■自身の研究テーマ

消化器外科学、特に肝癌の診断、治療（手術、経皮的）に関する研究

以上

## 附属八千代医療センター病院長候補者選考委員会委員一覧

※敬称略

氏名	現職	選出区分
平松 健司	附属八千代医療センター心臓血管外科 教授	第4条第3項第1号 八千代医療センター部長会
竹内 正樹	附属八千代医療センター形成外科 教授	第4条第3項第1号 八千代医療センター部長会
西野 隆義	附属八千代医療センター内視鏡科 教授	第4条第3項第1号 八千代医療センター部長会
川崎 敬子	附属八千代医療センター看護部長	第4条第3項第2号 看護職(管理職以上)
土井 幹	附属八千代医療センター看護部副部長	第4条第3項第2号 看護職(管理職以上)
岩下 宏宣	附属八千代医療センター臨床検査室 臨床検査技師長	第4条第3項第3号 医療技術職(管理職以上)
今井 克彰	附属八千代医療センター 事務長代行	第4条第3項第4号 事務職(管理職以上)
田中 功	理事、中央放射線部・臨床工学部 総技師(士)長代行	第4条第3項第5号 理事会から選出する理事
青木 雅子	理事、看護学部小児看護学 教授	第4条第3項第5号 理事会から選出する理事
大澤 眞木子	理事(学外)、学校法人立教女学院理事長	第4条第3項第5号 理事会から選出する理事
坂本 安	八千代医療センターを支援する市民の会 会長	第4条第3項第6号 理事会から選出する学外有識者

## 附属八千代医療センター病院長選任内規

(平成18年7月26日制定)

改正 平成21年3月31日  
平成23年6月29日

平成26年12月24日内規第1412号の10  
平成27年3月17日内規第1503号の18  
平成27年7月7日内規第1507号の13  
平成28年2月24日内規第1602号の9  
平成28年11月30日内規第1611号の11  
平成29年9月19日内規第1709号の7  
平成30年7月25日内規第1807号の30  
令和3年1月12日内規第2101号の2  
令和3年9月21日内規第2109号の38  
令和4年9月20日内規第2209号の7  
令和6年10月4日内規第2410号の3  
令和7年2月26日内規第2502号の9

(趣旨)

第1条 本内規は、附属八千代医療センター規程第4条第2項の規定にもとづき、附属八千代医療センター(以下「センター」という。)の病院長の選任および解任に関する手続きその他必要な事項について定める。

(任期)

第2条 病院長の任期は2年とし、原則として3期までとする。ただし、病院長が任期の途中で退任した場合に新たに選任された病院長の任期は、前任者の残任期間とし、任期回数に算入しない。

(選考基準)

第3条 病院長は日本国内において現に有効な医師免許を有する者であって、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 医療安全の確保、感染対策および診療放射線安全管理のために必要な資質および能力(医療安全管理業務の経験ならびに患者安全を第一に考える姿勢および指導力を含む。)を有すること
  - (2) センターを管理運営する上で、法人の方針に即して法人運営に協力し、事業目標を達成しようとする強い意思を持ち、組織管理能力、経営管理能力などの必要な資質、能力(センター内外での組織管理経験を含む。)を有すること。ただし、病院長の見解としてセンターを管理運営する上で必要事項が理事会の決定に反する場合には、現場の患者安全と病院職員の益を優先し、それらを護るために理事会に十分意見を述べるができる者
  - (3) センターが掲げる理念・基本方針を実現するために、診療活動を適切かつ効果的に運営することができ、将来の在り方に明確な理念を持ち、継続的かつ確実に推進する強力なリーダーシップを有すること
  - (4) 本学の理念である、極めて誠実で、慈しみある心を持って、患者、職員、その他のステークホルダーと向き合い、ハラスメントを絶対許さず、高潔であること
- 2 前項第1号の医療安全管理業務とは、以下のいずれかの業務をいう。
- (1) 医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、診療放射線安全管理者の業務
  - (2) 医療安全管理委員会の構成員としての業務
  - (3) 医療安全管理部門における業務
  - (4) その他上記に準じる業務

(選考委員会)

第4条 病院長候補者を選出するため、選考委員会をおく。

2 選考委員会は、任期満了により病院長が欠員となる場合には原則として任期が満了する日の3ヶ月前までに、その他の事由により病院長が欠員となった場合には直ちに構成されるものとし、新たな病院長の任命をもって直ちに解散する。

- 3 選考委員会は、以下の各号に掲げる委員をもって構成する。ただし、現任の理事は、第1号から第4号に掲げる委員になることができない。
    - (1) センター病院部長会議が投票で選出したセンター病院部長会議所属の委員 3名
    - (2) センター所属の看護職(管理職以上)が投票で選出した委員 2名
    - (3) センター所属の医療技術職(管理職以上)が投票で選出した委員 1名
    - (4) センター所属の事務職(管理職以上)が投票で選出した委員 1名
    - (5) 理事会から選出する理事(理事長を除く) 3名(うち1名以上は学外理事とする。)
    - (6) 理事会が選出する学外有識者 1名以上2名以内
  - 4 監事(常勤・非常勤を問わない)は、オブザーバーとして選考委員会に出席をし、意見を述べることができる。
  - 5 第3項の委員選出は、以下の各号に掲げる事項を遵守して行うものとする。
    - (1) 選考委員会は、ジェンダーバランスに考慮して構成する。
    - (2) 現任の病院長は、委員になることができない。
  - 6 委員長は、委員の互選により選任される。  
委員長は、副委員長を指名することができる。
  - 7 選考委員会は、学内外より病院長候補者1名を選出するものとする。
  - 8 選考委員会は、委員による推薦または公募により、学内外の有識者を病院長候補とすることができる。
  - 9 前項の選考過程において委員が病院長候補者として審議の対象となった場合等やむを得ない事由により委員を交代する場合、当該委員の選出区分から新たな委員を選ぶものとする。この場合において、第3項第1号から第4号の選出区分において選ばれた委員については、委員選出投票の結果が次点であった者と交代するとともに、第3項第5号及び第6号の委員については、理事会が新たに選出するものとする
  - 10 選考委員会は、学内外の有識者に意見を求めることができる。
  - 11 選考委員会の議事は、出席した選考委員会の委員の過半数の出席をもって、会議を開き、議決をする。この場合において、委任状の提出があったときは、出席とみなす。
  - 12 選考委員会の議事は、出席した選考委員会の委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  - 13 前項の議決においては、白紙投票は無効票として扱い、議決権から除外するものとする。
  - 14 何らかの事由により病院長選任手続が完了しない場合は、改めて選考委員会を構成する。ただし、再任を妨げない。
  - 15 選考委員会の事務局は、総務部秘書室とする。  
(意見聴取)
- 第5条 前条第7項にもとづき選出された病院長候補者について意見を聴くためにセンター病院部長会議を開催する。
- 2 委員長は、センター病院部長会議において前条第7項にもとづき選出された病院長候補者の選考過程を報告する。
  - 3 センター病院部長会議は、前条第7項にもとづき選出された病院長候補者の所信を聴いた後、センター病院部長会議の意見として医学部教授会、看護学部教授会および理事会に報告することができる。
  - 4 学長は、教授会において、病院長候補について意見を聴き、理事会に報告する。  
(選任)
- 第6条 理事会は、第3条第7項にもとづき選出された病院長候補者の選任について審議し、出席者の3分の2以上の賛成をもって議決する。
- 2 理事長は、前項の決議によって選任された病院長候補者を、病院長に任命する。
  - 3 理事会は、選考委員会が推薦した結果を尊重しなければならない。
  - 4 学長は、医学部教授会および看護学部教授会において病院長の選任を報告する。  
(公表)
- 第7条 理事長は、病院長の選任に際し以下の各号に掲げる事項を公表しなければならない。
- (1) 第3条に定める病院長に求める選考基準
  - (2) 第4条に定める選考委員会の委員名簿、委員の選定理由および委員の経歴
  - (3) 病院長の選考結果、選考過程および選考理由  
(専任)
- 第8条 前条により任命された病院長が診療部長から選出された場合は、診療部長を退任し病院長の専

任となるよう努めるものとする。

(評価)

第9条 病院長は任期満了時に評価を受けるため、任期中の実績をとりまとめ、実績報告書の提出をもって、理事長に報告する。なお、実績報告書の提出時期は、作成指示における締切によるものとする。

2 理事長は、報告内容を検討する際、必要に応じて関係者の意見を聴くことができる。

3 理事長は、実績報告書にコメントを付して理事会に報告する。

4 理事会は、理事長によるコメントと併せて評価を行う。

5 前項により評価を受けた病院長が、引き続き次期病院長候補者となった場合、理事会は、前項による評価の結果を次期病院長の選考委員会に意見として提示する。

(解任)

第10条 病院長について、その任期の途中であっても、理事会の理事総数の過半数から、その職責を全うするに相応しくないと判断される意見が理事長に上申された場合、理事長は理事会において病院長の解任について審議しなければならない。また、理事長自らが病院長の職責を全うするに相応しくないと判断した場合も、理事会において審議することができる。

(1) センター病院部長会議の構成員総数の3分の2以上が、病院長の職責を全うするに相応しくないと判断した場合。

(2) 理事会の理事総数の過半数が、病院長の職責を全うするに相応しくないと判断した場合。

2 理事長は、理事会における理事総数の3分の2以上の賛成をもって、病院長を解任する。

(病院長代行および新たに任命される病院長の任期)

第11条 病院長が不在となりあらかじめ指名した副院長がその職務を代行できない場合、新たに病院長が任命されるまでの間、病院長の職務を代行する者として病院長代行をおく。

2 理事長は、理事会の意見を聴いた上で、理事またはセンターの教授から病院長代行を任命する。

3 病院長代行の任期は、新たに病院長が任命されるまでとする。

4 病院長代行は、センターの管理および運営を円滑に遂行するために、5名を限度として副院長の職務を行う者を指名できる。

5 副院長の職務を行う者の任期は、病院長代行の任期終了をもって終了する。

6 病院長代行をおいた後、新たに任命される病院長の任期は、前任の病院長の任期の残任期間または病院長の所定の任期から病院長代行者の任期を減じたものとする。

(改廃)

第12条 本内規の改廃は、決裁規程に従い、理事会運営会議または理事会の承認を得るものとする。

(解釈)

第13条 第4条第3項第1号から第4号までの解釈については、次のとおりとする。

(1) 選出母体であるセンター病院部長会議において、投票権を有する者は診療部長及び診療科長(代行者も含むが、代行者である場合には職位は教授でなければならない。)に限るものとし、選出される委員も同様とする。

(2) 委員は、選出母体である看護職(管理職以上)の中から選出されるものとする。

(3) 委員は、選出母体である医療技術職(管理職以上)の中から選出されるものとする。

(4) 委員は、選出母体である事務職(管理職以上)の中から選出されるものとする。

附 則(令和3年1月12日内規第2101号の2)

本内規は、令和3年1月12日から施行する。

附 則(令和3年9月21日内規第2109号の38)

本内規は、令和3年9月21日から施行する。

附 則(令和4年9月20日内規第2209号の7)

本内規は、令和4年9月20日から施行する。

附 則(令和6年10月4日内規第2410号の3)

1 本内規は、令和6年10月4日から施行する。

2 本内規は、令和6年9月27日に施行された「新生東京女子医科大学のための暫定附属八千代医療センター病院長選任内規」が効力を失う令和6年12月31日までは、効力を失う。

附 則(令和7年2月26日内規第2502号の9)

本内規は、令和7年2月26日から施行する。